

子ども・子育て会議における部会設置について

1 部会設置について

「子どもオンブズパーソン」事業については、令和4年度設置の目標を掲げ、子どもの権利部会を設置し制度設計をしてきたところである。令和4年9月1日より相談・救済活動を開始するに当たり、設置後の実施状況の参考指標について検討するため、また、令和4年7月13日開催の子ども・子育て会議での委員意見を踏まえ、設置後の実施状況に伴う参考指標等の検討・審議を行う目的で設置していたところ、令和5年8月9日開催の子ども・子育て会議で報告したとおり、参考指標の設定を終えることができなかった。

また、令和5年4月に「子ども基本法」が施行され、子どもに関わる政策、事業については子どもの意見を反映することが自治体の責務となったことを受け、子どもの意見表明権を確保する仕組みづくりについても検討する必要がある、前期子ども・子育て会議においても同様の意見をいただいたところである。

このことから、事務局内において検討を行った結果、小金井市子ども・子育て会議条例第8条の規定に基づく部会を設置し、子どもの権利の視点から検討・審議を行うことを提案する。

2 設置部会

(仮称) 子どもの権利部会

3 部会の役割

施策の方向性1-1事業番号1重点事業「子どもオンブズパーソン」の設置後の実施状況や子どもの意見表明権を確保する仕組みづくりを中心に、子どもの権利の視点から検討・審議を行う。

4 部会の構成員

部会の構成員は4・5人程度を予定。部会長及び部会員は、本体会議の会長が指名する(子ども・子育て会議委員の中から指名)。

5 スケジュール

(1) 令和5年9月22日

第1回子ども・子育て会議において部会設置を承認。

(2) 令和5年11月29日

第2回子ども・子育て会議において部会員募集について周知。部会員の指名については、委員希望を聴取の上行い、第3回で報告する。

(後日子育て支援課より希望聴取メール送付)

(3) 令和6年1月～令和7年6月

部会の開催(2か月に1回程度)。開催状況については適宜本体会議

へ報告

(4) 令和7年7月 部会は本体会議に検討結果を報告